

第2章 平和構築に向けた国際社会及び我が国の取り組み

2.1. 平和構築に向けた国際社会の取り組みの概要

2.1.1 平和構築概念登場の背景と経緯

(1) 平和構築概念登場の背景・経緯—国連における議論

平和構築 (Peacebuilding) という言葉が国際社会で一般的に用いられるようになったのは、1992年にブトロス・ガリ国連事務総長 (当時) が、『平和への課題 (Agenda for Peace)』を発表し、その中で、平和構築という概念を提起してからである⁴。このように国連が、平和構築を含め平和活動の内容を改めて定義し、そこにおける自身の関与のあり方を示すこととなったのは、1980年代末から1990年代初頭にかけて起こった旧東側の陣営の崩壊＝冷戦終結が大きな契機となっている。すなわち、冷戦下においては、東西対立に起因する国連安全保障理事会の機能不全により限定的な役割しか果たし得なかった国連に対して、冷戦終結をきっかけに、より積極的かつ広範な機能を果たすことへの期待が高まったことが背景にある。

このような背景の下、『平和への課題』は、1992年初頭に開催された国連安全保障理事会国家元首級会合での要請を踏まえて作成された。同元首級会合は、予防外交(preventive diplomacy)⁵、平和創造(peacemaking)、平和維持(peacekeeping)の3つについて、国連の能力を高めるための分析と勧告を行うことを要請した。これに対して、ブトロス・ガリは、右の3つの概念に加えて、平和構築 (peacebuilding) という概念をもう一つの中心概念において議論を行った。『平和への課題』において、これら4つの平和概念は次のとおり定義された⁶。

予防外交(preventive diplomacy)：争議 (disputes) の発生を予防し、既存の争議が紛争 (conflicts) にエスカレートすることを予防し、紛争が発生した際には、紛争が拡大することを予防するための取り組み。

平和創造(peacemaking)：原則的に国連憲章第6章で想定される平和的な手段によって敵対する当事者に合意をもたらすための取り組み。

平和維持(peacekeeping)：国連ミッション (a United Nations presence) の現地への展開。全ての当事者の合意を受けて展開し、通常、国連の軍事部隊及び／または警察部隊より構成され、頻繁に民生部門の職員も含む。平和維持は、紛争予防と平和創造の双方の可能性を拡大するための技術である。

紛争後の平和構築(post-conflict peacebuilding)：紛争が再発することを避けるために平和を強化し、強固にするための構造を特定し、それを支援するための取り組み。

『平和への課題』は、紛争後の平和構築の具体的な活動に含まれるものとして、かつての紛争当事者の武装解除と秩序の回復、兵器の管理と可能な限りの破壊、難民の帰還、治安維持要員へ

⁴ もっとも、学問の世界では、既に1976年の時点において、ヨハン・ガルトゥングが「平和創造」、「平和維持」という概念との比較において、「平和構築」概念を提示し、「平和への課題」と全く同じ概念見取り図を示していた (See Johan Galtung, “Three Approaches to Peace: Peacekeeping, Peacemaking and Peacebuilding” Johan Galtung, *Peace, War and Defence: Essays in Peace Research, Volume II* (Copenhagen: Christian Ejlertsen, 1976)。また、ヨハン・ガルトゥングの議論を解説した論文として篠田英朗『平和構築概念の精緻化に向けて—戦略的視点への準備作業—』「広島平和科学」24(2002)、pp. 21-45 (広島：広島大学平和科学研究センター) 参照。)

⁵ のちの国連文書では、予防外交 (preventive diplomacy) に代わって、紛争予防 (conflict prevention) が使われるようになる。

⁶ Boutros Boutros-Ghali, 1992, *An Agenda for Peace: Preventive Diplomacy, Peacemaking and Peace-keeping* (Report of the Secretary General pursuant to the Statement adopted by the Summit Meeting of the Security Council on 31 January 1992): A/47/277-S/24111, 17 June 1992.

の助言・訓練などの支援、選挙の監視、人権擁護努力の推進、政府機構の改革と強化、政治参加の公式・非公式プロセスの促進を挙げた。

『平和への課題』における平和構築概念には以下のような特徴がある。まず、平和構築は、予防外交、平和創造、平和維持というその他の概念とは区別されるものとして提起された。すなわち、これらの概念は、必ずしも相互排他的な領域を指すものではないが、基本的に異なる概念として独自の意義を有することと考えられた。例えば、予防外交と平和構築との関係については、前者が平和的な状況が崩壊することを防ぐことであるのに対して、後者は新たな環境を構築することであり、両者はカウンターパートの関係にあるとされた⁷。次に、平和構築は、常に紛争後 (post-conflict) という言葉とともに用いられ、時間軸によってその対象範囲が特定されるものと考えられた。

その後、1995年に発表された『平和への課題：補足 (Supplement to An Agenda for Peace)』も、紛争予防と平和創造、平和維持とは区別されるものとして紛争後の平和構築を提起した⁸。ただし、同文書では、平和構築のために行われる多くの活動が同時に予防外交のための活動でもあると述べられた。そのような例として挙げられたのは、武装解除、小型武器管理、制度改革、警察・司法制度の改善、人権監視、選挙改革、社会・経済発展といった活動であった。

さらに、国連は、過去の国連ミッションの活動経験とそこからの反省を踏まえつつ、2000年8月に『国連平和活動に関する委員会報告 (Report of the Panel on United Nations Peace Operations)』(一般に委員長の名をとって『ブラヒミ・レポート』と呼ばれる)を発表し、その中で『平和への課題』で示された諸概念について再整理・定義を行った。『ブラヒミ・レポート』は、『平和への課題』で示された諸活動を、『平和への課題：補足』での分類を踏襲して、紛争予防と平和創造、平和維持、平和構築の三つの範疇に整理し、平和構築を、「平和の基盤を再確立し、単なる戦争の不在以上のものを構築するための道具を提供する活動」と定義した。『平和への課題』との違いとして、『ブラヒミ・レポート』では、平和構築を紛争後という言葉とともに用いず、紛争予防と平和創造、平和維持、平和構築というそれぞれの活動領域を単純に時間軸に区別することは慎重に避けていることがあげられる。これは、『ブラヒミ・レポート』が、1990年代の国連ミッションの経験を踏まえつつ、平和維持、平和構築といった平和活動に求められる役割として、場合によっては、当事者間の対立的な関係が存在する中で、それらの当事者の間に介在し、平和を実現できる環境を作り上げるという役割を強く意識していることが背景にあるものと考えられる⁹。また、『ブラヒミ・レポート』がこれら別々に定義される平和活動が相互に密接に関わり合う活動であることを明確に述べていることも特徴的である。例えば、平和維持と平和構築の関係については、平和構築のための安全な環境づくりは平和維持の役割であり、同時に、平和構築による政治・社会・経済的変化が自立的に持続可能な治安状況を作り上げるとされ、平和維持要員の支持がなければ平和構築要員は活動することができず、平和構築要員の仕事がなければ平和維持要員は出口戦略 (exit strategy) を持つことができないと述べられている¹⁰。

このように、『ブラヒミ・レポート』に至り、平和構築概念は、紛争後という時間軸による区別

⁷ Boutoros-Ghali 1992, para. 57

⁸ Boutoros Boutoros-Ghali, 1995, *Supplement to An Agenda for Peace* (Position Paper of the Secretary-General on the Occasion of the Fiftieth Anniversary of the United Nations): A/50/60-S/1995/1, 3 January 1995.

⁹ Ibid., para 18-21.

¹⁰ Ibid., para. 28

とは切り離されて論じられるようになったが、その後の国連の主要文書では、再度、平和構築を紛争後という枕詞とともに用い、平和構築として論じられる事項を紛争後という時間軸によって限定して議論しようとする傾向が見られる。例えば、2004年に発表された『脅威・挑戦・変化に関する国連事務総長ハイレベル・パネル報告書 (Report of the Secretary-General's High-Level Panel on Threats, Challenges and Change)』は、平和構築を常に紛争後という用語とともに用いている。また、平和構築委員会 (Peacebuilding Commission) の設立について合意した『2005年国連世界サミット成果文書 (2005 World Summit Outcome)』においても、「持続的平和の達成のために、紛争後の平和構築と和解に向けた、調整され、一貫性があり、統合的なアプローチの必要性を強調する」として、平和構築がカバーする範囲を紛争後に特定して議論している。しかしながら、これらの文書における平和構築の用法をもって、国連の場における平和構築の捉えられ方が時間軸に縛られたかつての概念に逆戻りしたと結論付けるのは尚早であろう。近年、国連文書において、平和構築という言葉が紛争後という文脈に限定して用いられている背景には、政情が不安定であったり、紛争の火種を抱えたりする国々が、平和構築の名の下で自らの国への国際社会からの介入が行われる可能性を排除したいという思惑があるからと考えられるからである¹¹。

実際、国連政治局のホームページでは、平和構築の定義について、「紛争前、紛争中、紛争後の全てにおいて国家が平和の促進に取り組むための支援するための活動」という極めて広い定義から、紛争後のみを指す定義まで異なる捉え方があるという立場が示されている¹²。

(2) 経済協力開発機構・開発援助委員会 (OECD/DAC) の定義

経済協力開発機構・開発援助委員会 (OECD/DAC) は、1997年に、『紛争、平和、開発協力に関する DAC ガイドライン (DAC Guideline on Conflict, Peace and Development Co-operation on the Threshold of the 21st Century, 1997)』(以下、1997年 DAC ガイドラインと呼ぶ) を発表し、紛争予防・平和構築のための開発援助のあり方について指針を示した。OECD/DAC は、1996年の新開発戦略で改めて貧困削減と持続的開発を援助目標に掲げたが、この目標達成に向けて取り組むべき重要課題の一つとして、紛争予防・平和構築を位置付け、この方針に定めるものとして、1997年にガイドラインを発表したのである。

1997年DACガイドラインは、「開発援助は、国際社会が利用可能な経済的、社会的、法的、環境的、軍事的な手段とともに、紛争予防と平和構築のために独自の役割を果たさなければならない」¹³と述べている。1997年DACガイドラインは、平和構築の内容を明確に定義しているわけではないが、平和構築のための開発援助の役割については、「長期の予防的措置と紛争中と紛争後のより緊急な措置の双方を含む」¹⁴と述べ、紛争のあらゆる段階において、その段階に応じた役割が存在するという立場を取っている。また、1997年DACガイドラインは「紛争予防と平和構築 (conflict prevention and peacebuilding)」と絶えず両者の概念を併記して用いており、二つの概念が包含する活動が大きく重なり合うことを前提として議論をしているように見受けられる。

¹¹ 国連関係者に対するインタビューによる。

¹² http://www.un.org/Depts/dpa/prev_dip/fr_prev_dip_introduction_2.htm

¹³ OECD/DAC, 2001, *The DAC Guidelines: Helping Prevent Violent Conflict*, p.80

¹⁴ *Ibid.*, p.113

その後、OECD/DACは、1997年のガイドラインが発出されて以降の経験を踏まえて、2001年に、1997年のガイドラインを補完するものとして、『紛争予防支援のためのDACガイドライン (DAC Guideline on Helping Prevent Violent Conflict: Orientations for External Partners, 2001)』（以下、2001年DACガイドラインと呼ぶ）を発表した。2001年DACガイドラインもやはり平和構築という概念を定義せずに用いているが、同ガイドラインは1997年ガイドラインを補完するものという位置付けであることから、基本的には1997年DACガイドラインで述べられている立場を踏襲しているものと考えられる。他方、紛争予防と平和構築という二つの概念については、もはや常に並列に並べて記述されることはなく、文脈に応じて、紛争予防と平和構築という言葉が個々に用いられている。ただし、両概念が異なる含意を持って用いられているようには見られない。むしろ、平和構築と紛争予防が多くの場合、同じことを意味するということを前提として、両者を代替可能な概念として用いているものと考えられる¹⁵。

(3) 主要二国間ドナーの定義

紛争地域に対する開発援助は、1990年代以降、開発援助に積極的に取り組む諸外国の間でも主たる関心分野となったが、その中で、平和構築という概念を政策目標に掲げた国は限られている。以下では、まず、平和構築を政策目標に掲げている代表的な国であるカナダとノルウェーを取り上げる。また、ドイツ、オランダ、ノルウェー、英国の4カ国により構成されるUtstein Group¹⁶により、平和構築をテーマとした共同研究が行われ、2004年に報告書が発表されていることから、右報告書における議論についても取り上げる。

まず、カナダ政府は、1996年に「平和構築イニシアティブ (Peacebuilding Initiative)」を発表し、平和構築をいち早く政策目標に掲げた。同イニシアティブは、カナダ外務・国際貿易省 (Department of Foreign Affairs and International Trade: DFAIT) とカナダ国際開発庁 (Canadian International Development Agency: CIDA)が共同で打ち出したものであり、紛争によって持続的開発と人間の安全保障が阻害・侵害されている国に対するカナダの取り組み方針を示すものである¹⁷。同イニシアティブの下で、平和構築は、「国内平和の展望を強化し、暴力的紛争の発生可能性を低減するための努力」と定義され、平和構築の目的は「暴力的な手段によらずに紛争を解決する社会の内在的な能力を強化すること」と定められている¹⁸。そして、平和構築とその他の平和活動概念との関係については、平和構築は「紛争予防及び紛争解決ならびに様々な紛争後の活動を含みうる」として、平和構築が包含する範囲を広く定めている¹⁹。一方で、同イニシアティブの下で、平和構築は「軍事的・人道的側面というよりもむしろ、紛争の政治的・社会経済的文脈に焦点を置く」と述べられており、平和構築の主たる活動分野が政治的・社会経

¹⁵ 近年世界銀行によって行われた研究によれば、紛争を経験した国が再度紛争に突入する確立は実に50%以上にものぼるといふ (See Paul Collier et al, 2003, *Breaking the Conflict Trap: Civil War and Development Policy* (Washington DC: World Bank)). すなわち、将来の紛争発生を予防するということは、多くの場合、紛争を経験した国に平和を構築していくということと同義である。

¹⁶ Utstein Group は、1999年7月、ドイツ、オランダ、ノルウェー、英国の4カ国の開発大臣がノルウェー南西部にある Utstein Abbey で会合を開いたことを契機に設立されたグループであり、発足地の名称を取って Utstein Group と呼ばれている。

¹⁷ カナダ国際開発庁 “Peacebuilding Initiative Framework”. http://www.acdi-cida.gc.ca/cida_ind.nsf/0/5e976e2dce2dee1f8525698b00605da2?OpenDocument, accessed on January 11, 2006

¹⁸ Ibid.

¹⁹ Ibid.

済的分野であるという立場が示されている。

ノルウェー政府は、かねてより紛争と平和に着目した開発援助活動に積極的であったが、2004年8月、ノルウェー外務省は、平和構築分野での援助戦略として『戦略フレームワーク：平和構築—開発の視点 (Strategic Framework: Peacebuilding—A Development Perspective)』を発表した。この中で平和構築概念の定義について議論されているが、ここでの議論は、基本的に1992年の『平和への課題』における定義を基礎としている。同文書では、『平和への課題』において提起された平和構築をはじめとする平和活動諸概念の定義の相互関係について次のような理解が示されている。まず、平和構築は、当初は、紛争に平和的な解決が図られた後にその紛争が再発することを防ぐ活動と定義されたが、その後、紛争を予防する活動をも指す概念となった²⁰。また、いくつかの平和構築活動は紛争中にも行われる²¹。平和構築は、平和創造プロセスを含まないが、平和創造プロセスを促進・支援することができる²²。平和構築は、平和維持活動を含まないが、平和維持活動のマンデートの中には往々にして平和構築が含まれる²³。

つづいて、ドイツ、オランダ、ノルウェー、英国の4カ国から構成されるUtstein Groupによって2004年に発表された共同研究報告書『平和構築のための戦略的フレームワークに向けて (Towards a Strategic Framework for Peacebuilding: Getting Their Act Together—Overview Report of the Joint Utstein Study of Peacebuilding)』における平和構築概念の定義をめぐる議論を見てみたい。同報告書は、平和構築の定義について、1992年の『平和への課題』、2000年の『ブラヒミ・レポート』、国連安保理決議で示された定義に加え、NATOによる定義に言及し、結果として次のように結論付けている。同報告書によれば、平和構築は、「平和的、安定的であり、かつ究極的には繁栄的な社会経済的發展を許容するような構造的状況、政治的行動形態を促進するものであり、平和構築活動は、武力紛争の終結または回避に寄与するか、また、武力紛争中または発生初期に行われ、あるいは、予期される武力紛争の発生を防止するもの」²⁴である。

(4) まとめ

平和構築概念をめぐる以上のような国連その他国際機関、主要ドナーによる議論を総合すると以下のことが言えよう。

- 平和構築は、最も広義では、時系列的には紛争前、紛争中、紛争後の全ての段階をカバーし、活動分野についても、社会経済活動、政治的活動、軍事的活動、人道的活動、開発援助活動等様々な活動分野をカバーする。一方、狭義では、平和構築は、紛争後に行われる活動のみを指し、平和創造、平和維持といった政治的・軍事的活動とは峻

²⁰ Ministry of Foreign Affairs of Norway, 2004, *Strategic Framework: Peacebuilding— a Development Perspective*, p.14

²¹ Ibid.

²² Ibid.

²³ Ibid.

²⁴ Ministry of Foreign Affairs of Norway, 2002, *Towards a Strategic Framework for Peacebuilding: Getting Their Act Together—Overview Report of the Joint Utstein Study of Peacebuilding*, Evaluation Report 1/2004, pp.19-20. 英語原文は以下のとおり。“Peacebuilding attempts to encourage the development of the structural conditions, attitudes and modes of political behaviour that may permit peaceful, stable and ultimately prosperous social and economic development. Peacebuilding activities are designed to contribute to ending or avoiding armed conflict and may be carried out during armed conflict, in its wake, or as an attempt to prevent an anticipated armed conflict from starting.”

別される。

- ただし、仮に、平和構築と平和創造、平和維持といった他の平和活動が異なる活動を指すと捉える場合であっても、これらの活動は相互に密接に関連し、時として相互に重なりあうという点については広くコンセンサスがある。
- 紛争予防と平和構築は全ての場合において同じことを意味するわけではないにしても、紛争再発の危険性のある紛争経験国ではほぼ同義のこととして捉えられ、紛争予防として行われる活動と平和構築として行われる活動は大きく重なりあうと捉えられている。

2. 1. 2 平和構築分野における諸外国・国際機関の取り組みの概要

ここでは、諸外国・国際機関の平和構築分野における主な取り組みを開発援助分野における取り組みを中心に整理する²⁵。平和構築に取り組む諸外国は、平和構築（Peacebuilding）を明示的に援助政策目的に掲げて取り組みを行っている国々と、平和構築という言葉は用いていないが紛争と開発を何らかの形で開発援助分野における重要課題と位置づけて取り組みを行っている国々に分けられる。いずれの形を取るにしても、今日では、主要ドナーである諸外国のほとんどが紛争と開発の問題を開発援助分野における重要課題と位置づけて開発援助に取り組んでいる。

平和構築を政策目標に掲げている国としては、カナダが代表的である。カナダは、1996年にカナダ外務・国際貿易省（DFAIT）及びカナダ国際開発庁（CIDA）の共同の取り組みとして「平和構築イニシアティブ」を提唱した²⁶。DFAITは、「人間の安全保障プログラム（Human Security Program）」を設立し、文民の保護（Protection of Civilians）、平和支援活動（Peace Support Operations）、紛争予防（Conflict Prevention）、ガバナンスとアカウンタビリティ（Governance and Accountability）、公共安全（Public Security）という5つの分野で人材育成、人員派遣、プロジェクトの実施等幅広い支援活動に取り組んでいる²⁷。一方、CIDAは、「平和構築イニシアティブ」の推進のために1997年1月に「平和構築基金（Peacebuilding Fund）を設立し、小型武器回収、ジェンダー問題、紛争被害を受けた子どもの問題、緊急人道支援、動員解除・社会復帰、メディア支援等の平和構築に特有の問題に取り組むための援助活動を行っている²⁸。

一方、平和構築という言葉を用いない国は、紛争削減、紛争予防、紛争解決といった概念を政策目標に掲げている。例えば、英国の国際開発省（Department for International Development: DFID）は、「紛争削減戦略（Conflict Reduction Strategies）」を掲げて紛争と開発の問題に取り組んでいる²⁹。また、米国国際開発庁（United States Agency for International Development: USAID）は、同庁が取り組む3本柱の一つとして「民主主義、紛争予防及び人道支援（democracy, conflict prevention and humanitarian assistance）」を掲げており、この柱の推進のため、民主

²⁵ 主要諸外国・国際機関の平和構築分野における取り組みの詳細については巻末付録資料 2 参照。

²⁶ カナダ国際開発庁ホームページ（www.acdi-cida.gc.ca/cida_ind.nsf/d86cbc87319a898c8525677e0072d6f8/5e976e2dce2dee1f8525698b00605da2?OpenDocument、アクセス日：2006年1月31日）

²⁷ カナダ外務・国際貿易省「人間の安全保障」ウェブサイト（<http://www.humansecurity.gc.ca/psh-en.asp>、アクセス日：2006年1月31日）

²⁸ カナダ開発庁ホームページ（www.acdi-cida.gc.ca/cida_ind.nsf/d86cbc87319a898c8525677e0072d6f8/06bd41e79fa247768525698a007700f3?OpenDocument、アクセス日：2006年1月31日）

²⁹ 英国国際開発省ホームページ（www.dfid.gov.uk/aboutdfid/organisation/conflicthumanitarianassistance.asp、アクセス日：2006年1月31日）

主義・紛争予防・人道支援局の下に移行イニシアティブ・オフィス (Office of Transition Initiatives: OTI) や紛争マネジメント・緩和オフィス (Office of Conflict Management and Mitigation) を設置し、紛争から平和への移行期にある国・地域に対する援助に取り組んでいる。

また、国際機関は、それぞれの機関の活動分野において紛争地域に対する取り組みを強化している。例えば、世界銀行は、1997年に紛争予防・再建ユニット (Conflict Prevention and Reconstruction Unit: CPR(Unit)) を設立し、ほぼ同時期に「紛争後復興への世銀に関するフレームワーク (A Framework for World Bank Involvement in Post-Conflict Reconstruction)」を発表し³⁰、以来、紛争と開発の問題を同行が開発目標に掲げる貧困削減達成のために取り組むべき重要課題として位置づけて、援助活動に取り組んできている。また、国連開発計画 (United Nations Development Programme: UNDP) も、紛争と開発を中心課題の一つに据えて開発援助に取り組んできているが、特に、2001年にはUNDP本部に当該分野を専門に扱う局として「危機予防・回復局 (Bureau for Crisis Prevention and Recovery)」を設立し、紛争や自然災害の被害を受けた国における援助活動の強化に取り組んでいる。他にも、国連難民高等弁務官事務所 (United Nations High Commissioner for Refugees: UNHCR) が紛争により発生した難民・避難民に対する緊急援助、帰還支援等に取り組んだり、国連児童基金 (United Nations Children's Fund: UNICEF) が紛争地における子どもの支援に取り組んだりしているのをはじめとして、様々な国連機関その他の国際機関が紛争地における開発課題に取り組んでいる。

以上に見たとおり、今日において、諸外国・国際機関の多くは、平和構築、紛争予防、紛争解決といった異なる概念を掲げつつも、紛争国・地域の問題に対処することを開発援助分野の重要課題と捉え、方針を策定し、積極的に援助活動に取り組んでいる。

³⁰ World Bank, 2003, *The Role of the World Bank in Conflict and Development- An Evolving Agenda*, (Washington DC: World Bank)

2.2. 平和構築に向けた我が国の取り組みの概要

2.2.1 平和構築に向けた我が国の取り組みの経緯

(1) 平和構築に向けた我が国の取り組みの経緯

本評価は、我が国の平和構築に向けた取り組みを評価対象としているが、我が国政府が政策文書や要人発言等で公式に平和構築という言葉が頻りに用いられるようになったのは、1999年以降のことである³¹。表 2.1 に示すとおり、1999年以降においては、我が国政府要人によって平和構築という言葉が頻りに用いられるようになった³²。

一方、我が国政府は、平和構築という言葉を用いずとも、今日において平和構築と呼ばれる、紛争を抱える国・地域に平和を実現するための取り組みについては、1990年代初頭より積極的に取り組んできた。我が国政府が紛争解決から紛争後の復興・開発、国造りにいたる一連のプロセスにおいて積極的な役割を果たした初期の例は、カンボジアに対する支援である。カンボジアは長期にわたって紛争状態にあったが、1991年に国連及び我が国を含む諸外国の仲介により、国内紛争当事者、国連及び関係当事国の間でパリ和平合意が結ばれ、国連カンボジア暫定統治機構（United Nations Transitional Authority in Cambodia: UNTAC）の下で平和で安定した民主国家の建設に向けての努力が開始された。このような中、我が国政府は、和平合意の交渉過程に積極的に参画するとともに、和平成立後は、カンボジア復興閣僚会議を主催したり、積極的な資金貢献を約束したりするなど、復興・開発プロセスにおいて主導的な役割を果たした。また、我が国政府は、1992年6月に国際平和協力法³³を成立させ、同法の下で停戦監視要員、選挙監視要員³⁴、文民警察要員、施設部隊派遣などの積極的な人的貢献も行った。我が国政府は、その後も、アジア太平洋、ヨーロッパ、アフリカ、中南米といった地域において、和平に向けた国際的な外交努力に積極的に参加するとともに、和平合意を含む政治的合意が成立した後はその国・地域の平和と安定のために、ODAによる支援や国際平和協力法その他による人的貢献などに積極的に取り組んできている。

このような中、我が国政府は、2000年に開催されたG8宮崎外相会合の際、『紛争と開発』に関する日本からの行動：アクション・フロム・ジャパンー開発分野における紛争予防の強化のための日本の協力ーを発表した。この文書は、紛争国・地域に対する我が国支援のあり方について全体的な方針を示した政策文書としては初めてのものであり、紛争予防から紛争時・直後、紛争後の復興・開発にわたる一連のプロセスにおける開発援助のあり方を強化するための方策を打ち出したものである³⁵。

³¹ 外務省ホームページ（www.mofa.go.jp）において、「平和構築」をキーワードにサイト内検索を行った（2005年12月末現在）ところ、1999年以前に「平和構築」という用語を用いた例はほとんど見当たらなかった。数少ない使用例としては、1996年に日本政府と英国政府が共同で発表した『新日英行動計画ー世界に広がる特別なパートナーシップ』（www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/yojin/arc_96/je_kodo.html）の中で、グローバルな協力の一項目として「平和維持・平和構築」が掲げられていたことが挙げられる。

³² ただし、この時期にいかなる理由で我が国政府が「平和構築」という用語を盛んに用い始めたのかは本調査で明らかにすることはできなかった。

³³ 正式名称は、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」

³⁴ なお、選挙監視要員の派遣は、国際平和協力法に基づく派遣に加え、同法によらない監視活動（大使館員のみ参加等）も頻りに行われてきている。

³⁵ 同文書の詳細については外務省ホームページ（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/prev/action_fj.html、アクセス日：2006/02/04）参照。

表 2.1 我が国政府要人による平和構築への言及例

時期	演説・文書等	関連部分抜粋
1999年 9月21日	高村外務大臣演説 「21世紀における課題と国連の役割」(於:第54回国連総会)	「紛争への取組について、私は以下の3点を強調したいと思います。第一に紛争の予防・解決から平和維持、 平和構築 、さらには貧困等の紛争の潜在的要因の除去までを含めた包括的な取組が重要であります。第二に、地域の現状に合わせた対応が必要であります。これら2点は、昨年「 アフリカに関する事務総長報告 」でも指摘されました。第三は、「 平和構築 」において、緊急人道援助から長期的な開発の援助まで、国際支援が間断なく行われる必要があります。以上に加え、人道的な活動や開発支援に従事する要員の安全確保も重要な課題となっております。」
2000年 1月13日	河野外務大臣演説 「日欧協力の新次元—ミレニアム・パートナーシップを求めて—」(於:仏国際関係研究所(パリ))	「次に紛争予防について述べたいと思います。日欧政治対話の重点項目の一つである紛争予防については、これまでも国連やG8等でも議論されております。私は紛争を未然に防ぐという点では目にみえない努力を重ねられ、誰が努力した結果であるかがわからない状況が望ましいと考えています。日本としては紛争の未然防止から紛争終了後の 平和構築 までの各々の段階で、政治的、経済的、社会的な措置を動員する「 包括的なアプローチ 」の採用が重要と考えます。」
2001年 3月13日	荒木副大臣演説 「紛争予防国際シンポジウム『予防の文化—国連から市民社会まで—』開会挨拶」	「今日、紛争当事国の政府や社会、国連をはじめとする国際機関、NGOやその他の市民社会、ドナー国といった様々な主体が、それぞれの問題意識から紛争予防や 平和構築 に取り組んでいます。まさに紛争予防は総力戦といわれる所以です。」
2001年 3月22日	荒木副大臣演説 「南東欧教育・文化遺産保護セミナー」(於:国連大学)	「…日本と欧州は今後とも紛争の予防や紛争終結後の 平和構築 を効果的に行うための相互支援を積極的に推進していく方針を共有しています。」
2002年 7月3日	川口外務大臣演説 「サミットの模様と当面の外交課題について」(於:日本経団連)	「…さらに、地球温暖化や感染症といった問題、 平和構築 や紛争予防などの分野、テロの温床となりうる貧困問題などについては、ODAによる対応が急務となってきているとの認識が国際的にも高まりつつあり、例えば、2006年までに米国が50億ドル、EUが70億ドルODAを増額することを表明しています。」
2003年 2月22日	川口外務大臣演説 「アフガニスタン『平和の定着』東京会議における演説」	「わが国は、世界の平和と安定に貢献するとの観点から、わが国の支援の実施とその成果を重視しています。「 平和の定着 」構想は、昨年5月に小泉純一郎総理がシドニーで行った政策演説にも基づいていますが、その演説の中で小泉総理は「 平和の定着と国造り 」が我が国の国際協力の柱をなす旨を強調しました。この方針に基づき、我が国は、アフガニスタンはもちろんのこと、コソボ、シエラレオネ、東ティモール、スリランカといった世界中の様々な場所で、紛争後の 平和構築・復興支援 を実施することにより、 平和の定着 への取り組みを強化してきています。このような文脈から、本日の東京会議の焦点は自然に「 治安 」となるのです。」
2004年 9月21日	小泉総理大臣演説 「新しい時代に向けた新しい国連」(「国連新時代」)(於:第59回国連総会)	「我が国は、 平和の定着 に向け取り組むため、 平和構築 のための復興への取組と共に、国連平和維持活動にも多くの資源を提供してきました。我が国の自衛隊は、東ティモール、イラクなどにおいて、人道復興支援活動を行ってきています。そのような、 平和 に向けたグローバルな貢献は、 平和と繁栄 に向けて尽力する国際社会において名譽ある地位を占めたいと考える日本国民が大切にしている根元的な信念に基づくものです。こうした貢献は国際社会から高く評価されていると私は信じます。近年の国連の 平和活動 は、 平和 を達成し、 定着 させるには多くの側面があることを示しています。 平和の実現 のためには、 平和構築 から、 国造り までを含む包括的な取組が必要です。」
2005年9月 15日	小泉総理大臣演説 「言葉から行動へ」(於:第60回国連総会首脳会合)	「 平和 は、紛争が終われば自動的に広がるものではありません。新たな強い国連は、提案されている 平和構築 委員会を設置し、停戦から 国造り 、 和解 、 正義 及び 復興 に至るまでの円滑な移行を確実にするため、指導力を発揮しなければなりません。我が国は、たやすくはないが極めて重要なこの試みにおいて、役割を果たす準備があります。」
2005年9月 17日	町村外務大臣演説 「新しい国連と日本」(於:第60回国連総会)	「新しい国連は、 平和構築 に関するより良い能力を備えている必要があります。我々は、提唱されている 平和構築 委員会がこの目的の実現に資することを期待します。そのため、我が国として、その経験と持てる力を最大限利用して、引き続き建設的な役割を果たしていきます。」

(出所) 外務省ホームページ (www.mofa.go.jp/mofaj)

このように我が国政府は当初、紛争国・地域に対する支援を総括する概念として紛争予防を掲げていたが、その後、2002年4月に対アフガニスタン支援を打ち出して以降は、平和の定着ないしは平和構築という概念を主に用いるようになった。我が国政府によって平和構築という言葉が頻繁に用いられるようになったのは1999年以降のことであることは既に述べたとおりであるが、平和の定着という言葉が日本政府によって用いられたのは、2002年4月に川口外務大臣（当時）によって用いられたのが最初であった。川口外務大臣（当時）は、2002年4月25日、日本外国特派員協会において、「アフガニスタン、イラン・イスラム共和国訪問を前に」という演説を行い、①和平プロセス、②国内の治安、③復興・人道支援の3つの要素からなる「平和の定着」構想を打ち出した。この際、川口外務大臣はまた「我々の挑戦は、単に経済の復興にとどまらず、男性も女性も子ども達も、自らの生活に満足し、自由で民主的な、そして自らの文化的遺産を誇りに思う社会を構築することです。そういった社会を構築するためには、従来までの意味での復興だけでは不十分です。必要なことは、『平和の定着』です」と述べており、人々が満足して生活できる自由で民主的な社会を構築するために単なる復興を超えた支援を行っていくことが平和の定着の目的であるという認識を示した³⁶。さらに、その直後の2002年5月1日には、小泉総理大臣が訪問先のシドニーで行った政策演説において平和の定着について言及した。そこで小泉総理大臣は、「我が国は、『平和の定着と国造り』のための協力を強化し、国際協力の柱とするために必要な検討を始めたいと考えております」述べ、平和の定着と並列する概念として「国造り」という概念をあげている。

このように異なる概念が用いられる中で問題となるのは、これらの概念、特に「平和の定着」と「平和構築」という類似の概念間の相互関係がどのように整理されるのかという点であろう。日本政府の文書の中でこれらの概念の相互関係を整理したものとしては、2002年5月の小泉総理大臣の政策演説を受けて発足した「国際平和協力懇談会」が発表した報告書がある。この報告書では、「平和構築＝平和の定着＋国造り」と定義され、平和構築が平和の定着と国造りを包含する上位の概念として位置づけられている³⁷。

しかしながら、日本政府要人の発言の中では、むしろ平和構築よりも「平和の定着」を上位の概念として理解しているような発言も見られる。例えば、2003年2月のアフガニスタン「平和の定着」東京会議における川口外務大臣（当時）の演説（表 2.1）では、「紛争後の平和構築・復興支援を実施することにより、平和の定着への取り組みを強化してきています」としており、「平和の定着」に向けた取り組みの一環として平和構築が位置づけられている。また、2004年9月の国連総会において小泉総理大臣は、「平和の定着に向け取り組むため、平和構築のための復興への取組と共に、国連平和維持活動にも多くの資源を提供してきました」と述べており、やはり、平和の定着に向けた取り組みの中の一つとして平和構築が位置づけられるという解釈を示している。

このように、平和構築とその類似概念及びそれらの相互関係について異なる解釈がある中で、2003年8月に改定された政府開発援助（ODA）大綱では、紛争国・地域に対する取り組みを重点課題の一つとして位置づけるにあたり、「平和の構築」という概念を採用するとともに、「平和の構築」を紛争予防から紛争時の緊急対応、紛争後直後の支援から中長期開発に至るまで幅広い期間・活動を包含する概念として定義した。また、同大綱では、「平和の構築」のための取り組み

³⁶ 川口外務大臣演説「アフガニスタン、イラン・イスラム共和国訪問を前に」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/14/ekw_0425.html accessed in December, 2005)

³⁷ 国際平和協力懇談会『「国際平和協力懇談会」報告書』（2002年12月28日）

の一つとして「紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援」が位置づけられており、平和の定着は「平和の構築」という上位概念の中に包含されるとともに、平和の定着は主として紛争終結後の取り組みを指すという認識が示されている。

（２）本報告書における「平和構築」の定義

本報告書においては、上記（１）に述べた我が国の取り組みの経緯を踏まえつつ、本評価が ODA 評価であることに鑑み、2003 年 8 月に閣議決定された現行の ODA 大綱及び 2005 年 2 月に閣議報告された政府開発援助（ODA）に関する中期政策の考え方に沿って、平和構築の定義を定めた上で議論を行うこととする。

まず、平和構築の目的を定義したい。現行の ODA 大綱の 1. 目的において「・・・また、最近、多発する紛争やテロは深刻の度を高めており、これらを予防し、平和を構築するとともに、民主化や人権の保障を促進し、個々の人間の尊厳を守ることは、国際社会の安定と繁栄にとっても益々重要な課題となっている。」とある。現行の ODA 中期政策においては、「平和の構築は、紛争の発生と再発を予防し、紛争時とその直後に人々が直面する様々な困難を緩和し、そして、その後長期にわたって安定的な発展を達成することを目的」とすると述べられている。すなわち、我が国政府にとって平和構築とは、紛争予防（再発防止を含む）、紛争下・紛争直後における困難な状況の緩和、紛争後の長期的な安定の実現まで目指すものである。

次に、平和構築の活動内容には何が含まれるかを明らかにしたい。現行の ODA 大綱では、「平和の構築」について以下のとおり記述されている。

開発途上地域における紛争を防止するためには、紛争の様々な要因に包括的に対処することが重要であり、そのような取組の一環として、上記のような貧困削減や格差の是正のための ODA を実施する。さらに、予防や紛争下の緊急人道支援とともに、紛争の終結を促進するための支援から、紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援まで、状況の推移に即して平和構築のために二国間及び多国間援助を継ぎ目なく機動的に行う。

具体的には、ODA を活用し、例えば和平プロセス促進のための支援、難民支援や基礎生活基盤の復旧などの人道・復旧支援、元兵士の武装解除、動員解除及び社会復帰（DDR）や地雷除去を含む武器の回収及び廃棄などの国内の安定と治安の確保のための支援、さらに経済社会開発に加え、政府の行政能力向上も含めた復興支援を行う。

すなわち、現行の ODA 大綱において、平和構築のための活動とは、紛争予防から、紛争時の緊急対応、紛争終結の促進、紛争後の復興開発まで、紛争にかかわる一連のプロセスにおいて行われる活動を包括するものであると捉えられている。また、ODA による支援は、「そのような取組の一環として」実施されると述べられていることから、平和構築活動は単に ODA という枠組みの下での活動のみを含むものではなく、政治的枠組みや軍事的枠組みの下での活動といった ODA 以外の枠組みの下での活動も含むものであるという立場が取られている³⁸。

³⁸ ODA 大綱の中では、ODA 以外の活動が何を指すものなのか明記されていないが、ODA 大綱の改定プロセスにおいて、『国際平和協力懇談会』報告書が「平和の構築」の項目を検討する際のベースとされた経緯があることから（当時の外務省担当者に対するインタビューに基づく）、同報告書で言及されているような軍事的活動、政

また、平和構築の活動として行われる開発援助活動には具体的にどのような活動が含まれるのかを明らかにしておくことも必要であろう。例えば、ODA 大綱では、平和構築のために ODA を活用すべき分野として、「難民支援や基礎生活基盤の復旧などの人道・復旧支援、元兵士の武装解除、動員解除及び社会復帰（DDR）や地雷除去を含む武器の回収及び廃棄などの国内の安定と治安の確保のための支援、さらに経済社会開発に加え、政府の行政能力向上も含めた復興支援」があげられている。この中には、DDR のような紛争後に特有な活動分野もあるが、「経済社会開発」のような紛争国であるか否かにかかわらず開発援助活動として一般に行われる分野も含まれている。また、「政府の行政能力向上」は、紛争後の脆弱な国家に対する支援として特有のものであると言える一方で、能力向上は短期によって達成されるものではなく、紛争再発可能性が低下してからも継続的に行われ続ける支援であると考えられ、どの時点までが平和構築支援であり、どこから先が一般の開発援助活動なのかを区別するのは困難である。そもそも、平和構築は、紛争が起こった国のみを対象にして行われるものでもなく、紛争がまだ起こっていない国・地域において潜在的な紛争発生の可能性を防ぐことも平和構築の目的である。すなわち、貧困削減やガバナンス強化などの支援など、開発援助活動として行われる活動は全般として、紛争の根本原因となりうる要素を取り除いたり、紛争が発生しないような制度を構築したりするという意味で平和構築という目的に貢献していることとなる。

このように考えると、平和構築のための開発援助の中には、DDR や地雷除去などのように紛争後に特有な状況に対処するという意味においてその活動の態様により平和構築活動であると判断できるものが含まれる一方で、活動の態様にかかわらずその国の置かれている状況や文脈によって平和構築支援と整理されるものが含まれると考えるのが妥当であろう。例えば、紛争直後の国においては、インフラ整備から保健・衛生サービスの拡充、教育環境の整備、行政機構整備などあらゆる活動が当該国に安定をもたらすために必要な支援活動であると考えられ、紛争直後及び数年間に行われる支援はすべて平和構築活動であると言っても過言でないであろう。一方、紛争終結後長期が経過している国であっても、かつての紛争の要因となった状況（例えば貧富の格差や政府の専横や脆弱性）が存続している状況において、これらの要因に対処するために行われる活動は平和構築活動と捉えられると考えられる。

2.2.2 平和構築に向けた我が国の取り組みの主な実績

我が国は、紛争予防から紛争解決、紛争後の復興・復旧、中長期開発に至るまで、当該国・地域の平和と安定を実現するために積極的な支援を行ってきた。そのような取り組みの中には、ODAによる支援に加え、紛争解決のための和平調停・当事者への働きかけといった外交的取り組み、そして、国連平和協力法等に基づく自衛隊派遣や選挙監視員派遣等が含まれ、我が国政府としては、その時々可能な限りの手段を用いて積極的な支援を行ってきた。ただし、平和構築に向けた我が国政府の取り組みは極めて多岐にわたり、全ての実績をここで網羅的に取り上げることはできないため、ここでは、我が国が平和と安定の実現のために積極的な支援を行ってきた主な国・地域を取り上げ、我が国取り組みの基本方針と支援実績を整理した。

表 2.2 紛争国・地域に対する我が国の主な取り組み：基本方針と支援実績³⁹（その1）

対象国・地域	基本方針	ODA 実績	ODA 以外の主な取り組み
カンボジア	カンボジアに対する支援は我が国外交上最も重要な地域の一つであるアジアの平和と安定に大きく寄与するものであり、我が国として積極的な支援を行う。	日本は、1991年パリ和平以降の復興開発プロセスに積極的に貢献すべく、最大ドナー国として、インフラ整備、民生分野、地雷除去等幅広い分野で援助を実施。2002年に策定された国別援助計画では、改革支援・グッドガバナンス、社会経済インフラ整備等、農業・農村開発、地雷問題への対応、社会的弱者支援等を重点分野に掲げて支援を実施してきている。 [ODA供与実績(2004年までの累計)] ⁴⁰ 1,498.11億円(円借款130.01億円、無償資金協力1021.56億円、技術協力346.54億円)	パリ和平合意の成立に貢献 1992-1993年に国連カンボジア暫定統治機構(UNTAC)への人的貢献(自衛隊等)
東ティモール	東ティモールの安定と発展は、アジア太平洋地域の安定と平和のために重要であるとの認識の下、東ティモールの平和の定着・国づくりへの取り組みに対して積極的に協力する。	日本は東ティモールの平和の定着・国づくりのために積極的な支援を実施。近年の重点援助分野は、①教育・人材育成・制度づくり、②インフラ整備・維持管理、③農業・農村開発、④平和の定着の4分野。 [ODA供与実績(2004年までの累計)] 126.15億円(無償資金協力94.26億円、技術協力31.89億円)	国連PKOへの自衛隊派遣 多国籍軍支援(1億ドル) 国連東暫定行政機構(United Nations Transitional Administration in East Timor: UNTAET)等国連ミッションへの人的貢献(自衛隊派遣等)(1999—2004)

(出所) 外務省「外交青書」各年版、外務省「政府開発援助(ODA)国別データブック」各年版

³⁹ ODAによる支援のどこまでが平和構築援助であり、どこまでが平和構築援助でないかを判断するのは必ずしも容易ではない。最も広義に捉えれば、開発援助は国や社会に発展を促し、安定を促すために行われるのであり、対象が紛争経験国であるかないかにかかわらずおおよそ全て平和構築援助であると考えられる。一方、本評価で行っているように、紛争の予防・再発防止、紛争解決、紛争後の平和の定着を目指す場合というように、紛争との関係で平和構築援助を捉えれば、紛争特有の事象に対処することを目的とするか否かとか、紛争経験国に対する援助か否かでその援助が平和構築援助であるかどうか区別することができるとも考えられる。しかし、このように定めた場合であっても、平和構築援助の線引きを行うのは容易ではない。例えば、カンボジアは和平合意後既に15年近く経過しており、経過年数で言えば同国に対する援助は一般的には平和構築援助とは言えず、地雷除去支援のように紛争後特有の事象に対処するための支援だけを平和構築援助と呼ぶべきであるという意見もありうる。他方、今日、カンボジアは未だ紛争再発の可能性を抱えており、あらゆる角度から同国の平和実現のための支援が必要であると考えられる立場からは、同国に対する援助は今日においても全て平和構築援助であると捉えることもできる。ここでは、このように平和構築援助の範囲特定の困難さを踏まえ、紛争経験国に対する援助については我が国援助全体が平和構築援助であると捉えられる場合があると考え、ODA実績のうち、定性的な記述については平和構築援助に該当すると思われる我が国の援助取り組みについて言及する一方で、ODA供与額については基本的に全供与実績を記載することとした。

⁴⁰ 円借款・無償資金協力は年度E/Nベース、技術協力は年度経費ベースによる実績。以下各国同様。特段の断りのない限り、外務省「ODA白書：国別データブック2005」(2006年3月)のデータに基づく。

表 2.3 紛争国・地域に対する我が国の主な取り組み：基本方針と支援実績（その2）

対象国・地域	基本方針	ODA 実績	ODA 以外の 主な取り組み
フィリピン (ミンダナオ)	ミンダナオ地域の紛争問題は、フィリピン一国のみならず、アジア地域の安定と繁栄にとって重要な問題であり、ミンダナオ地域の最貧困からの脱却と平和の定着に貢献するため、中長期的視野に立った持続的支援を行っていく。	2002年12月、小泉総理より訪日中のアロヨ大統領に対して「平和と安定のためのミンダナオ支援パッケージ」として、政策アドバイザー派遣、研修事業、インフラ整備等を内容とする440億円の支援を表明。 [ODA 供与実績（2004年までの累計）] 24,521.64億円(円借款20,326.74億円、無償資金協力2,484.46億円、技術協力1,710.44億円)	
スリランカ	スリランカでは平和構築及び復旧・復興が大きな課題であり、我が国は、この平和構築及び復旧・復興プロセスの進展に貢献していく。	2003年6月、スリランカ復興開発に関する東京会議において、今後3年間で最大10億ドルの支援を表明。スリランカ政府とLTTEの紛争当事者に配慮したインフラ整備等を実施。 [ODA 供与実績（2004年までの累計）] 8,805.24億円(円借款6,504.53億円、無償資金協力1,768.28億円、技術協力532.43億円)	選挙監視団派遣（2004年）
コソボ	コソボの和平履行における国際社会の目標は、あらゆる民族が平和に生活できる民主的な社会を構築することにある。日本も国際社会の一員としてこのような目標を達成するため、積極的に和平履行に協力する。	1999年のコソボ紛争終結以降、人道支援、復興支援（住宅修復、元兵士社会復帰、メディア支援、学校建設等）、選挙支援等を実施。 [コソボに対する人道及び復興支援（外務省「ODA 国別データブック 2002年」）] 総額約1億8,700万ドル（内、緊急人道支援：8,700万ドル、復興支援：約1億ドル）	欧州評議会（CE）への協力としての選挙監視団派遣（2001年）
ボスニア・ヘルツェゴビナ	旧ユーゴ問題は、人道的観点から、また、冷戦終結後の国際秩序の構築にかかわる国際的な課題であるとの観点からも、グローバルな意味合いを有しており、国際社会が協調して取り組むべき問題である。日本は、このような立場からボスニア和平履行に積極的に貢献する。	ボスニア・ヘルツェゴビナの復旧・復興を支援するとの観点から、医療・保健、対人地雷除去、被災者支援や運輸・交通インフラ支援を実施。 [ODA 供与実績(2004年までの累計)] 337.77億円（円借款41.1億円、無償資金協力262.09億円、技術協力34.58億円）	選挙監視団派遣（1998年、2000年） 上級代表事務所への人的貢献（1996—）
イラク	2003年のイラク攻撃以降の戦後のイラクが中東地域の安定勢力となるため、テロに屈することなく国際協調を通じて平和と国創りへの支援を行う。	「当面の支援」では、電力、教育、水・衛生、保健、雇用等イラク国民の生活基盤の再建及び治安の改善に重点を置いている。中期的な復興需要に対する支援では、これらの分野に加え、電気通信、運輸等のインフラ整備等も視野に入れて支援に取り組む。 [ODA 供与実績（2001—2004年の累計）] 2116.21億円（円借款577.51億円、無償資金協力1,480.33億円、技術協力58.37億円）	国際平和協力法に基づくイラク難民・被災民救援活動（2003年） 2003年7月、イラク人道復興支援特措法の下での協力。

（出所）外務省「外交青書」各年版、外務省「政府開発援助（ODA）国別データブック」各年版

表 2.4 紛争国・地域に対する我が国の主な取り組み：基本方針と支援実績（その3）

対象国・地域	基本方針	ODA 実績	ODA 以外の 主な取り組み
パレスチナ	パレスチナ問題はアラブ・イスラエル紛争の核心であり、中東和平問題は我が国を含む国際社会全体の安定と繁栄に影響を与えてきたこと、中東和平プロセスの進展にとってパレスチナ自治区の社会経済開発とパレスチナの国造りに向けた準備が欠かせないことなどから、対パレスチナ支援を中心とする中東和平プロセス支援のための協力を重視。	近年では以下の4分野を重視 ①緊急人道支援 ②国造り・改革支援 ③信頼醸成支援 ④経済自立化支援 [ODA 供与実績(2004年までの累計)] 532.04億円(無償資金協力506.76億円、技術協力25.28億円)	
シエラレオネ	シエラレオネにおける民主化推進及び和平の構築を一貫して支持しており、このための支援を実施。	選挙支援、DDR支援、小型武器回収、コミュニティ統合支援等を実施 [ODA 全体の実績(2004年までの累計)] 136.28億円(円借款20億円、無償資金協力106.87億円、技術協力9.41億円)	

(出所) 外務省「外交青書」各年版、外務省「政府開発援助 (ODA) 国別データブック」各年版